

障害者手帳をお持ちの方の乗合バス運賃割引について

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方 ・都道府県知事（政令指定都市にあつては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている方 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている方 <p style="margin-left: 2em;">上記のいずれかに該当する方が、その手帳を呈示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護者が介護のために乗車される時</p>
運賃の額	<p>①普通運賃は、大人片道普通運賃の5割引 ※但し、10円単位を切り上げた金額となります。</p> <p>②普通回数運賃は、大人片道普通回数運賃の5割引 (例)200円区間の場合：100円×10 = 1,000円、310円区間の場合：160円×10 = 1,600円</p> <p>③定期運賃は、一般定期運賃を3割引して10円単位に四捨五入した額。 但し、小児定期運賃については割引いたしません。</p>
適用方法	現金・回数券および定期券でお取り扱いいたします。
対象路線	四日市市自主運行バス山城富洲原線を含む三岐鉄道乗合バス全路線 (但し、東員町コミュニティバスを除く)

【手帳アプリ「ミライロID」について】

マイナポータル連携された「ミライロID」(スマートフォンアプリ)に限り、上記手帳の代替としてご利用いただけます。

- ・電池切れ等により「ミライロID」画面を提示できない場合、マイポータルと未連携の場合はご利用いただけません(手帳本通をご提示ください)。
- ・「ミライロID」の呈示を手帳の呈示に代える場合でも、手帳本通は必ずお持ちください。